

令和7年6月6日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局次長	野村	美幸
主任	古賀	真知子
書記	田中	浩章
書記	松尾	眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
未来創造戦略室長	丸 山 隆
総 務 部 長	坂 田 智 子
企 画 部 長	田 中 和 己
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	平 武 文
建設経済部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鵜 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
税 務 課 長	田 代 秀 明
環 境 課 長	松 藤 洋 治
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	大久保 寿 子
福 祉 課 長	甲斐田 英 樹
健康推進課長	末 廣 英 子
建 設 課 長	木 村 孝
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
第一整備室長	堤 辰 幸
第二整備室長	轟 研 作
上下水道局長	松 尾 正 久
学校教育課長	高 巢 雅 彦
教育指導課長	鶴 拓 也

星野支所長 川口良和

議事日程第5号

令和7年6月6日（金） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

1 古賀邦彦議員

2 原田英雄議員

第2 議案審議

・質疑（委員会付託）

・討論

・採決

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第3号 八女市土地開発公社の令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告について

報告第4号 令和6年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和6年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 令和6年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第7号 令和6年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について

議案第41号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）

議案第42号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 市道路線の変更について

議案第46号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第1号）

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問4日目でございます。本日も最後までよろしく願いいた

します。

お知らせいたします。古賀邦彦議員、原田英雄議員要求の資料及び委員会・分科会日程表を配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆様おはようございます。議席番号5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。一般質問最終日になります。どうぞよろしく願いいたします。

傍聴席の皆様、お忙しい中、お越しくござりありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様、御視聴いただきありがとうございます。

今回、私は大きく4点について一般質問を行います。

まず1点目は、八女市住宅新築資金等貸付事業についてお尋ねをいたします。

この事業の進捗について、我が党は繰り返し取り上げるとともに、早期の解決のために取組の進展を求めてきたところです。2年前の令和5年3月定例会において、我が党の松崎議員は、事業の進捗状況の確認とともに、行き詰まった事業整理のために福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金活用を求めました。これに対し、三田村市長は、債務者の生活状況等を考慮して納付指導を行うとともに、返済が困難と判断されたケースについては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の適用も視野に入れ、福岡県と協議しながら進めてまいりますと回答をされました。

その回答から2年が経過しました。その後の取組状況の確認とともに、福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金活用に向けた本市の決意について伺います。

2点目は、教育行政について、教育環境の整備及び子どもたちの通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

3月議会において、岡山小学校のトイレの改善を求めました。その後の進捗状況及び今後の改善に向けた取組についてお尋ねします。

次に、通学路の安全対策について、とりわけ交通事故の発生割合の高い横断歩道の安全対策についてお尋ねします。

3点目は、市中心部の賑わいづくりについてお尋ねします。

本庁舎駐車場は今月いっぱい整備工事が終了し、いよいよ来月から全面運用開始と聞いております。本市中心部である市役所本庁舎駐車場は、国道に面し、駐車台数330台を有する大駐車場として運用されます。

駐車場整備に当たっては、住宅や商店の立ち退きが必要であったため、関係者の皆様の御理解、御協力をいただきました。さらには多額の税金を投入して用地確保を図りました。せっかくこれだけ大きなスペースを確保しましたので、この場所を最大限有効に活用し、市中心部の活性化、賑わいづくりに生かさない手はないと考え、幾つかのことについてお尋ねします。

4点目は、ドッグラン機能を備えた公園の整備についてお尋ねします。

いわゆるコロナ禍の時期に行動制限等により、自宅で過ごす時間が増える中、癒やしを求めてペットを飼う人が増加したと言われております。

そういう中で、犬がリードを外して自由に遊んだり運動したりできる専用の広場を公園の中に整備してほしいと、ドッグラン機能を備えた公園整備を求める市民の声がありますので、お尋ねをいたします。

あとの内容については質問席にて行います。

執行部におかれましては、簡潔明瞭で分かりやすい回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

皆様おはようございます。一般質問4日目、最終日もどうぞよろしくお願いいたします。

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

1、八女市住宅新築資金等貸付事業について、(1)の現在の滞納状況及び返済計画の進捗状況はどうなっているかというお尋ねでございます。

滞納状況につきましては、令和7年1月末日現在で滞納件数20件、滞納金額54,872,746円となっております。返済につきましては、債務者の生活状況を考慮して計画の見直しを行いながら、償還計画を立てて対応しているところです。

(2)のこれまでにどのような取組を進めてきたのかというお尋ねでございます。

債務者に対しては、催告書を送付し、併せて電話や面談で聞き取りを行いながら、生活状況等を把握し、個別に納付指導を行っております。

(3)の福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金活用をどう進めるのかというお尋ねでございます。

生活困窮等により返済が困難と判断されるケースにつきましては、福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の適用も視野に入れて進めていきたいと考えております。補助金

交付の条件を満たした案件から、順次、県と協議を行いながら慎重に進めてまいります。

2の教育行政については、この後、教育長が答弁いたしますので、先に3の市中心部の賑わいづくり及び4の公園整備について答弁いたします。

3、市中心部の賑わいづくりについて、(1)八女市役所本庁駐車場の利活用について、アの駐車場開設に合わせたイベントの計画はあるのかというお尋ねでございます。

市役所本庁駐車場の工事完了は、本年6月末を予定しており、8月上旬に広く市民の皆様に御参加いただけるイベントの開催を予定しております。その詳細につきましては、決定次第、広報などでお知らせしたいと考えております。

イの今後における本庁駐車場の利活用の考えはというお尋ねでございます。

本庁駐車場の利活用につきましては、地域貢献や災害対応力強化につながるものなど、ほかの自治体の様々な活用事例を参考に、本市に適した利活用について調査研究を進めてまいります。

4、公園整備について、(1)ドッグラン機能を備えた公園の整備について、アの既存の公園を活用したドッグランの整備の考えはというお尋ねでございます。

ドッグランは、ペットが自由に走ったり、遊んだりできる安全な場所となっております。特に、散歩だけでは十分な運動が得られない場合、ドッグランでの活動は、犬の健康を維持し、ストレスを軽減するのに役立ちます。

市営の施設では、くつろぎの森グリーンピア八女にドッグランがございます。ドッグランを設置するには相応の面積が必要であり、公園は様々な方が利用されることから、ドッグランを含めた公園ニーズについて、市民の皆様のお意見を聞いてまいりたいと考えております。

2の教育行政については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

2、教育行政について、(1)の教育環境の整備について、アの岡山小学校トイレ改善の進捗状況及び今後の取組はについてでございます。

前回御質問いただきました岡山小学校のトイレにつきましては、既に改善を行い、子どもたちが安心して利用できるよう環境整備に努めてきたところです。

今後も、必要に応じて改修するなどして、さらなる教育環境の改善に努めていきたいと考えております。

(2)の通学路の安全対策についてでございます。

横断歩道の状況は把握されているかということでございますが、通学路にある横断歩道の状況につきましては、現在、学校を通じて状況把握に努めているところでございます。また、

通学路における危険箇所につきましては、八女市PTA連合会の点検活動や各学校の登校指導等で把握し、状況報告をいただいているところです。

次に、白線が消えているところがあるが、今後の対応はということでございます。

横断歩道の白線の塗り直しにつきましては、引き続き福岡県公安委員会へ要望することを基本に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

まず、八女市住宅新築資金等貸付事業について伺います。

まず、この貸付事業というのはそもそもどういうものなのか、御説明をお願いいたします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（大久保寿子君）

御説明いたします。

八女市住宅新築資金等貸付事業につきましての説明でございます。

この事業は、歴史的、社会的理由によって、生活環境などの安定向上が阻害されている地域の住環境を改善する対策の一環として、国の施策に基づき行った事業でございます。

事業内容としましては、住宅の新築や改修、住宅用の土地の取得に対して市が必要な資金の貸付けを行ったものです。貸付けにつきましては既に終了しておりまして、現在は貸付金の回収を行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

次に、この事業で貸し付けた総額、件数及び貸付金の償還状況並びに課題についてお尋ねをいたします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（大久保寿子君）

御説明いたします。

本事業における貸付総額は750,900千円でございます。

なお、貸付額は元金のみ額となっております。

貸付件数につきましては、290件でございます。

貸付金の償還状況についてでございます。償還が済んでいる額は、令和7年1月末現在で760,715,812円でございます。償還額は元金と利子を合わせた額となっております。

課題についてでございますが、貸付金の償還が遅れており、滞納が発生しているのが課題であると認識をしているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

この事業を利用し、貸付けを受けた総件数が290件、貸付総額が750,900千円のうち、全体の85.17%、247件が償還を終えている。一方、1月末時点で総額約57,870千円余りが未収入

となっております。分納している方も含め20件分、15人の方が滞納されているという状況のようです。

滞納状況を見ると、121か月以上、つまり10年以上の滞納者がそのうち11件、61か月以上120月、つまり5年以上10年未満の滞納者が7件あると。したがって、20件の滞納者のうち9割以上が長期の滞納者という状況にあると、この資料から見てとれると思います。税金の滞納の場合は最終的には差押えとなります。

一方、この事業は、借りる際に必ず返しますと約束をして保証人や相続人を明らかにして借りていますので、当然返さなければなりません。しかし、税金と違って差押えなどは行われていないということです。滞納分を市の一般財源から持ち出して貸しているという状況になっております。この取扱い自体が通常と違い、もともと問題ではないかと、同和の特別扱いだと、まず指摘をしなければならないと思います。こういう状況は決して市民の理解を得られないということも指摘しておきたいと思います。

この問題は、2年前に指摘して以降、問題解決に向けて具体的にどのような取組をされてきたのか。例えば、滞納者に対してどういう働きかけをどれぐらいの頻度、内容で接してこられたのか、お尋ねをいたします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（大久保寿子君）

説明いたします。

滞納されている方へは納入催告の文書をお送りしております。併せて電話や直接お会いするなどして返済に向けてのお話をさせていただくようにしております。

昨年度、催告書を2回送付しました。また、電話対応が22回、面談を32回行っているところでございます。

返済のお話をさせていただく際には、生活状況についてもお話を伺うようにしております。心配事や困り事がある際には、関係機関へつなぐなどの対応もしております。

まず、債務者の方も安心して生活をしていただくということが納入につながると考えておりますので、納入指導と併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

納入催告の文書を2回送付、電話対応が1年間に22回、面談を32回ということです。分納している方も含めて20件分、15人が滞納しているという状況ですので、単純に面談が年間32回ということでは、お一人に対して平均2回ほどしか会えていないと、話ができているということになると思います。

この程度の取組で貸付金の回収が本当に進むのでしょうか。私は本気でこの問題を解決しようとされているのか、執行部の解決しようとする姿勢が弱いのではないかと伺うを得

ません。なぜこの問題が解決に向かわないのか、どこに問題があると担当課としては考えておられますか、お尋ねします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（大久保寿子君）

御説明いたします。

現在20件の滞納件数がございます。そのうちで、分納していただいている方が半分ぐらいいらっしゃいますので、なかなか償還が進まないというのが現状でございます。

また、それぞれの生活をお伺いしますと、年金収入だけになりましたとか、生活保護を受けていらっしゃる方も中にはいらっしゃいますし、破産という方もいらっしゃいますので、なかなか金額をお決めといたしますか、1回に関する償還金を多く言うことができない現状もございますので、少しずつ返していただいているために遅れているという状況でございます。そこが解決に向かわないというか、時間がかかっているというところだと考えております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

その上で、福岡県の補助金制度というのがあります。国が率先して事業を推進したということから備えられている補助金制度と理解しておりますが、具体的な制度はどういうものか。また、この補助制度活用においてクリアすべき課題がどういったものか。そして、本市でこの補助金を使ってこれまで何件解決してこられたのか、お尋ねをいたします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（大久保寿子君）

御説明いたします。

福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業補助金は、住宅新築資金等貸付事業を実施した市町村に対して償還に関する事務費、また、滞納整理に必要な経費や回収困難な貸付金に対する費用の一部を助成する制度でございます。

福岡県が市町村に助成を行う場合、国がその経費の一部を補助するもので、補助率は国と県を合わせまして4分の3となっております。

八女市におきましては、これまで回収困難な貸付金に対する県の補助を受けた実績は16件となっております。

クリアすべき課題ということでございますが、まず、この回収困難な貸付金に対する補助の対象は、次の3つの区分に分けられています。

まず1つ目が、強制執行を行い、未償還額と取立て額に差が生じた場合、2つ目に、災害などにより住宅が消滅して未償還額と火災保険等による充当額に差が生じた場合、また、これら以外で、借受人からの償還が著しく困難であり、かつ保証人からの償還も困難と認められる場合、以上3つに補助対象が区分されております。また、これら区分にさらに運用基準が設けられておまして、基準に達しているかどうかは個別に判断をしていくことになりま

すので、県と協議を進めていくということになります。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

県の補助金というものはあるんですが、やっぱりクリアすべき課題がちゃんとあると。特に、仮受人からの償還が著しく困難かつ保証人からの償還も困難という状況だということです。

そういうことですが、やはり本来借りた分は、そうあっても返していただくということが基本です。借りた本人が死亡されても、相続人の方に、そのためにいわゆる連帯保証といえますか、そういう立場でされているわけですので、必ず返してもらおうと。

ただ一方で、現状において生活が非常に厳しいという状況も見てとれますので、そこは、いわゆる分納の在り方等を、しっかりその方に寄り添って取り組んでいくということは必要だろうと思います。県の補助金はある。ただ、やはりシビアなそういった基準もあるということではありますが、しかし、現にこれまで16件ですかね、そういう中でも解決をしてきた、そういう経緯もありますので、やっぱりこの補助金を何とか活用して、あまり生産的になってはいけないんですよね、機械的に、だからといって。非常にそのやり方は難しいところはありますけれども、きちんと返していただきつつ、どうしてもというところについては、そういう補助金もきちんと捉えて確実に手続を進めていくと。県を相手にすることですから、こちら側の思いだけでは通じないところはあると思いますけど、その辺りはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

私はこの問題の解決の肝は、執行部が本気になって取り組むことだと思います。この福岡県の制度もフルに活用して、問題解決に進むということだと考えます。そうしないと、一般財源から持ち出して市が今肩代わりをしている、この55,000千円のお金が、これは市民の貴重な財産です。いつまでもずるずるとこの問題を引きずるのではなくて、一定のめども立てて計画的に、そして、当該の方々にもきちんと寄り添いながら、それでも対応をきちっとしていくということが大事だろうと思います。

市長に伺います。

この事業について、国、県がこういった補助制度をつくって返済の手続をすることになっております。手続をクリアすれば、貸付金の4分の3は返ってくるということです。今の滞納状況を見た場合、こういう補助制度も活用していかないと、八女市が一旦立て替えている約55,000千円、これは返ってこない状況さえ生まれかねないと思います。滞納件数が20件ということです。返納に向けた協議を粘り強く重ね、可能な限り返納してもらおう、どうしても難しい場合は、県の補助制度の手続を進める。

この問題の解決のために、どれぐらいのめどもを立てて対応していくのか、市長の決意を伺いたいと思います。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

古賀市議から御指摘いただいたとおり、本貸付事業につきましては、まずは本制度を利用された方によって御自身に償還いただくというのが、まずは基本になるかと思えます。したがって、できるだけ債務者の方にはしっかり寄り添いながら、その償還をしてもらえるように、今後市としても取り組んでまいりたいと思えます。

一方で、債務者の中には生活状況が厳しく償還が難しいという方も当然いらっしゃいますので、そこはまず債務者のそれぞれの状況把握というところにもしっかり努めたいと思えます。

その償還が難しいという判断は慎重にしなければなりません、しっかりそこは補助制度を、補助金を持っている県との協議も行いながら、その助成事業の活用も含めて、できる限りその返納額を増やせるように今後市としても取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

この問題は本当に長くある問題だと思っております。できるだけ早く、少しでも解決が見えるようにきちっと対応をお願いしたいと思えますし、私は今後もこの取組の進捗状況をお尋ねしながらいきたいと思えますので、執行部にはしっかり取り組んでいただくようによろしくをお願いしたいと思えます。

次に、教育行政について、教育環境の整備についてお尋ねをいたします。

3月議会において、岡山小学校のトイレの改善を求めましたが、その後の進捗状況及び今後の改善に向けた取組についてお尋ねをいたしました。

先日、岡山小学校に行きまして確認をしてきました。指摘をしました1年生が使うトイレは、1つだった入り口が2つに、男子と女子と分かれ、声が聞こえる、音がする。トイレ上部の仕切りの空いた部分は天井まで仕切りが伸ばされていた状況でした。

ただ、校舎の2階、3階のトイレの仕切りはまだですね。それから、1階の女子トイレ、入り口は分かれたんですが、1階の女子トイレにまだ使われてないシャワー室がそのまま残っております。今のところ女子用の便器は2つしかない状況ですね。児童数から見ても便器の絶対数が足りないという状況は改善されておられません、早急に必要と思えます。

3月議会での担当課の答弁では、1階の女子トイレにある使用していないシャワー室は保健室の近いところに移転して、このシャワー室を取り壊した後に便器をあと2つ設置し、今の倍の便器数にする、そういう計画で進めるということの御回答がありました。

今後の改善の内容と、それをいつまでに行うのかというのをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

前回、市議より御質問がありました岡山小学校1階にございます低学年用の共同トイレの改善につきましては、議員御説明いただきましたとおり、3月末に改修工事を全て終了したところでございます。

改修におきまして、まずは入り口1か所だったものを男子と女子、別々に入り口を設置させていただくとともに、間仕切りのほうを設置させていただいて、便器のほうを女子トイレ3か所、男子トイレ3か所ということで、計6か所使用できるようにさせていただいたところでございます。

今後の改善についてということでございますけれども、隣接してシャワー室がございます。このシャワー室につきましては、別のところに移設をさせていただきまして、新たに洋式トイレを設置したいと思っておりますが、この工事時期につきましては、シャワー室の工事時期がトイレを使用できないということでございますので、長期の学校休業期間中に、今年度中に対応していきたいと進めているところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

早急なしっかりとした対応をお願いしたいと思います。この教育環境の整備に関連しまして、教育部長にお尋ねをしたいと思えます。

先日、市内の、これは別の小学校でしたが、児童の御家族から相談がありました。小学校のトイレが古くて使いづらくて便器の数が足りない。トイレを我慢していた子どもがお漏らしをした。先生にも迷惑をかけたけれども、本人もとてもつらい思いをした。その一件以来、本人は頻尿気味になって学校に行きたくないと言っているということです。

保護者の方がおっしゃるには、床のタイル張りである今のトイレの床の改善、それから、トイレの清掃を定期的に入っていただくようなことはできないか。そして、何よりも児童数に見合った便器の確保をお願いしたいと。校舎が古いから、もし今のトイレに増設が不可能なら、校舎の外にしっかりとした仮設のトイレ、しっかりとした仮設のトイレですけど、これをつくってもらえないかという御意見を伺ったところですが、こういった保護者の声についてどう思われるか、お尋ねします。

○教育部長（馬場浩義君）

お答えいたします。

児童生徒にとりまして、学校は日中、大部分の時間を過ごす場所となっております。それゆえに、トイレは大変重要な場所だと思っております。

今回お話しいただいた件につきましては、何年生であったとしても、低学年、高学年にか

かわらず、悲しくつらい出来事であったとお聞きしまして感じ取った次第でございます。

後日、教育委員会より、古賀市議に学校等をお尋ねした中で、教育委員会より出向きまして、トイレの状況、そして、お困り事であったり、そういったことについて、まずお話をお聞かせ願いたいと思ひまして、現状把握に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の件につきましては、本人に対して学校のほうがどのようにケアをしたかということも重要なことだと思いますので、そういった点も学校からお尋ねをしていきたいと考えております。

児童生徒にとりまして、安心して、そして安全に学びを深めていく、そういった場所であることが学校には求められていると思ひますので、トイレを含めました学校施設を整えていくことは大変重要なことだと認識しております。今後も施設の改善に向けては、しっかりと努めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

しっかりお願いしたいと思ひます。学力の向上の対策もさることながら、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境の整備、これは私たちの備えなければならない基本中の基本と思ひます。

昨日の同僚議員の質問の中に、不登校児童生徒たちの通う学校のことが出ていまして、廃校になった学校を活用しているというお話の中で、トイレだけはきれいにしてほしいと言われた言葉が非常に印象的でした。まさにそのとおりだと思います。トイレのありようが私は不登校の一因にもなり得ているのではないかとさえ思うほどです。抜本的な対策を打っていただきたいと思ひます。

児童数が500人を超える岡山小はもとよりですけれども、ほかの学校でも児童数に見合うトイレの便器の確保ができているんだろうかと思うんですね。ちょっとインターネットで調べても設置基準はないんですよ、残念ながら。

ただ一方、中学校も同様なことが言えるんだろうと思うんですよ。例えば、再来年に計画されている南中と筑南中の統合、これは当然、南中は増えるわけですね、生徒数が。今の南中のトイレの便器数なり施設が、この生徒数増加に足り得るのか、どんなふうにシミュレーションされているのかとも思うわけですね。やっぱり児童生徒数に応じたトイレの確保、便器の確保、施設の改善、これは非常に大事なものだろうと思ひます。

御存じと思ひますけれども、北九州市が全ての小中学校のトイレを3年間かけて洋式化するというニュースが先日流れておりました。政令市という財政力も当然持たれておりますけど。一方、文科省もトイレの洋式化率は90%を目標としていることを私も知りました。本市の洋式化率は52%です。早急な改善をお願いしたいと思ひます。

次に、通学路の安全対策について伺います。

全国各地で子どもたちの登下校時における事故が多発しております。先日も筑紫野市で下校途中の子どもたちが事故に巻き込まれると、子どもたちの登下校時の安全確保が今求められております。

この問題はいろんな角度から対策が必要と思えますけれども、今回は、通学路のうち特に危険度合いが高い、事故の発生が懸念される横断歩道の状況について、問題が見受けられるために幾つかお尋ねをさせていただきます。

子どもたちの通学路にある横断歩道の状況について、教育委員会として具体的にどのように把握されているのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

通学路にある横断歩道の状況につきましては、教育長の答弁の中にもございましたとおり、八女市PTA連合会の点検活動であったり、各学校の登校指導時に確認していただいて状況報告をいただいております。

またあわせて、現在、学校を通じて横断歩道の状況について集約を進めているところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

横断歩道の状況について十分な把握がなされているのか、そして、この問題はどこが最終的に責任を持つのか、はっきりしないように思うわけですね。

横断歩道を含む通学路の安全対策について各学校から要望が上がった際に、教育委員会としてはどういう対応をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

例年8月頃に、学校と八女市PTA連合会におきまして、各学区内におきます危険箇所の点検を行っていただいております。その結果につきましては、改善要望書ということで、10月頃に市長に宛て報告をいただいているところでございます。

いただきました改善要望につきましては、まず、道路管理者でございます九州地方整備局、また、八女県土整備事務所、市の建設課、交通管理者でございます八女警察署、防災関係者でございます市の防災安全課などの関係機関で組織しております八女市通学路安全推進協議会におきまして情報を共有し、対応をしていきたいとしておりますし、また、必要に応じて合同での点検を行うなど、通学路の安全対策に努めておるところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

私ごとですが、この4月から通学路の交通指導をしております。この活動を通じて、子どもたちが通る横断歩道の状況に関心が高まり、以後、車を運転するときも散歩のときも横断歩道の状況が気になってきました。よく見ると白線が消えている、横断歩道ありという文字がほとんど消えている、そういったところが散見されます。

そこで、私の住む上妻校区の通学路の横断歩道の状況について巡回を試みました。確認したのは横断歩道の白線の状態、それから、横断歩道の標識の有無、横断歩道が近くにあることを知らせるダイヤモンドの有無、その状態。そして、横断歩道ありの文字の状態。また、カーブミラーの設置状況などについて調べてみました。その結果、横断歩道の白線がほとんど消えている交差点、横断歩道の標識はあるけど、その標識のシールが剥がれているところ、また、電柱にくくりつけられた固定が不十分なため、強風などで角度がずれてしまっている横断歩道の標識とかカーブミラーなどが見受けられました。既にこれは担当課、それから、市長にも私見ていただいていると思いますけれども、こういう形でまとめさせていただきました。この横断歩道の問題は、先日も同僚議員の質問の中で示された資料の中にも幾つか出ておったと思っております。

教育長にお尋ねをしたいと思っております。

こういった状況について、どのように思われるのか。その上でどう対応していかれようとするのか、お考えを伺います。

○教育長（城後慎一君）

お答えいたします。

通学路の安全確保につきましては、私も児童生徒の命に関わることでありますので、大変重要な問題だと認識しております。

議員におかれましては、日頃の交通指導、また、上妻地区をつぶさに点検いただき恐れ入ります。

学校におきましては、登校指導やPTAの皆さん、それから、見守り隊の皆さんの情報等を通して危険箇所の把握に努めているところなんですけれども、どうしても児童生徒が集中する学校周辺が中心となっているのが現状でございます。ですから、子どもたちが最後に出ていきます末端のといえますか、使用頻度が少ない道路への配慮が薄くなりがちであるというのも現状だと思っております。

一方で、私としては、教職員が多忙を極める中、できるだけ児童生徒と接している時間とか、学校での教育活動の向上とか、学校内の安全な空間の確保とか、そういうことに職員等に注力させてあげたいという気持ちもございますので、そのような場所の横断歩道の白線の塗り直し等につきましては、引き続き学校が役割分担をして状況把握に努めるとともに、や

はり地域の皆様の協力を仰いで、それらの声と合わせて福岡県公安委員会等へ要望することを基本に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

分かりました。

第一整備室にお尋ねします。この横断歩道の整備の現状と課題についてお尋ねします。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

特に、通学路内にあります横断歩道の整備については、安全確保のために必要なものと、早期整備に努めなければならないという認識は持っているところでございます。

議員御指摘のとおり、上妻校区、また、それ以外の校区におきましても、横断歩道が薄くなったり、ほとんど見えなくなっている箇所があるのも把握しているところでございます。そのような消えかかっている箇所や消えている箇所の塗り直し、また、新たな設置につきましては、基本的に都道府県の公安委員会が行うものとなっております、その中でも市が管理している道路上にあります横断歩道につきましては、先ほど来お話がっております八女市PTA連合会からの要望、また、地元行政区等からの要望を受けた箇所から随時、所轄の八女警察署のほうに要望を提出いたしまして、福岡県公安委員会より整備していただいている現状でございます。ただし、市道の道路管理者であります八女市が道路拡幅工事や交差点改良、また、道路の舗装修繕などにより現在ある横断歩道を工事する場合は、道路管理者が所轄の八女警察署、こちらでいえば八女警察署と協議を行いまして、道路管理者により塗り直し等の整備を行う場合もございます。

新たな箇所の横断歩道の設置や塗り直し、先ほど来ありましたダイヤモンドマーク等につきましては、あくまで福岡県の公安委員会により施行していただいているところでございます。

そういった現状でございまして、課題といたしましては、福岡県公安委員会におきましても、各自治体からの要望を予算の範囲内で施行されているところでございますが、特に安心・安全な通学を確保するために必要な整備であるというところでございますので、早期整備につながっていないというのが1つの課題であると認識しているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

再度室長にお尋ねしますが、例えば、市のほうから福岡県警——福岡県公安委員会ですね、こちらに要請する場合に、どれぐらいの期間がかかっているのか。聞くところによると、行政区長を通じて要請しても何年もそのままと、以前はもっと早く対応してもらいたいけどといった声も聞きます。

実際のところどういう状況でしょうか、先ほどおっしゃったように、要望は上げたけれど、その後の状況把握をできているのか、いかがでしょうか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

市が管理します道路に係る横断歩道についてお答えさせていただきます。

市道の道路管理者である八女市が、横断歩道がある箇所の先ほど申しました舗装修繕とかに絡みましてする場合は、所轄の警察署と協議を持って、比較的早く整備することができている場合もございます。

所轄の八女警察署にお尋ねしたところ、新たな設置や見直しにつきましては、八女警察署管内の分を要望を取りまとめて、八女警察署より福岡県の公安委員会のほうに提出されて、各自治体からの要望を精査され、福岡県の公安委員会内で交通量や事故の発生の件数などを考慮されて、予算の範囲内で要望を受けた年度、もしくは次年度以降に整備されているとお聞きしたところです。しかしながら、議員もおっしゃるとおり、現状は予算の都合、優先順位などにより先送りになったりして、数年後、複数年後の整備になるというのが現状ということでお聞きしたところでございます。

こちらからも要望という形で随時上げてはいるんですが、先ほど来言っていますとおり、数年後になっているのが現状ということで、そちらのほうが一番の課題と思っているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

先日、ある校区の代表区長の方とお話をする機会がありまして、私が言っている横断歩道の道路標示のことについてとても苦勞しているというお話を伺いました。行政区から、代表区長さんですから校区の所々の改善について、市と警察にまずそれぞれ要望書を提出する。その後、市と警察にそれぞれ現場での立会いをしていただく。その後、取組状況を尋ねに何度も足をそれぞれ運ぶ。市も警察も定期異動があるために、担当者が代わられることもある。だから、何度も要請を重ねて、そして、数年かけてやっと改善されたことを伺いました。横断歩道の道路標示にこれだけ手間暇をかけないと改善がされないと、私はこのこと自体が大きな問題ではないかと思えます。

通学路の危険箇所改善項目の中で、例えば、道路の拡幅など、関係者がたくさんおられるようなのは時間も費用もかかるのは分かりますけれども、横断歩道の白線の塗り直しは多額の費用がかかるのかなと思うわけです。費用面というよりも、手続などに時間がかかっているのではないかと思うわけです。

現在の道路交通法も改正されまして、横断歩道に歩行者がいる場合は、車は停止しなければなりません。しかし、横断歩道の白線が消えていれば、車からは横断歩道と認識できません。そこへ止まってくれるだろうと思った子どもが渡り始めて車との事故が発生するなどということも考えられます。

市内に相当数の横断歩道がありますので、それを全部とは言いませんけれども、少なくとも

も子どもたちが登下校時に毎日通る通学路にある横断歩道の整備、これは何よりも最優先して備えられる必要があると思います。

市長に伺います。

横断歩道の白線の塗り直しの直接の所管は福岡県の公安委員会ということです。しかし、要望しても時間がかかる、整備が進まない今の現状があります。しかし、事は子どもたちの命に関わる問題です。八女市からの要請があれば、福岡県公安委員会がスピーディーに対応していただく必要があります。ここは市長に直接強く働きかけていただき、改善が進むように取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

しっかり整備された横断歩道というのは、児童を含め、市民の皆様の安心・安全、命を守るために非常に重要だと思いますので、そこは市としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

その横断歩道の整備そのものは公安委員会の管轄ということで、市で直接できないというところでもどかしいんですが、だからといって、ただ要望するということに終始するのではなくて、今御指摘いただいた手続面、例えば、代表区長の方が福岡県公安委員会と八女市にそれぞれ何度も足を運んで、担当者が替わるとまた説明に行かないといけないといったところは福岡県公安委員会だからとかではなく、市のほうでしっかり手続面の改善ですとか、そういうところは図れますし、また、福岡県公安委員会に対して要望するというのも、やはり事務的に訴えるというよりも、直接市長が話すというほうが当然先方にも強いメッセージで伝わると思いますので、そこは横断歩道の整備にかかわらず、やはり市民の皆さん、児童を含め、市民の皆さんの命に関わる場所というのは、特に優先的に私も先頭に立って取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひ所管課も各学校の状況を確認していただきたいと思います。どことは申しませんが、旧八女市内ですけど、幾つかの学校の正門の前の横断歩道が半分切れていたり、そんなところが幾つもあるんですよ。これは大問題だと思いますので、そういう状況も把握しながら、今、市長がおっしゃったように、ぜひ強く働きかけて、市長も直接働きかけていただくということですので、よろしく願いしたいと思います。

次に移ります。

市中心部の賑わいづくりについてです。

いよいよ来月から本格的に本庁舎の駐車場が運用されるということです。市の中心部に位

置しておりますし、しかも、国道に面しております、さらに隣接して商店街や福島の白壁の伝統的な町並み、近頃は福島八幡宮さんも大変にぎわっております、いろいろ観光客も増えております。この一帯は本市の観光拠点の一つとなっております。この駐車場の整備に当たっては、いろんな面で苦勞をされてきましたしつくってまいりましたが、せっかくこれだけ大きなスペースを確保した以上は、この場所を有効に活用して、市中心部の活性化、賑わいづくりに生かさない手はないと思います。

先ほどもおっしゃったように、8月上旬にオープニングイベントということで大変楽しみにしております。

この駐車場の整備に伴いまして、地元の商店街とか、あるいは企業から、この場所を活用したイベントなどの引き合いが来ているのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○財政課長（鷓木英希君）

お答えいたします。

本庁の駐車場につきましては、来庁者とおりなす八女の利用者など、駐車場不足が今までありましたので、その解消を第一に事業のほうを進めてまいりました。

まず、駐車場の機能として十分果たせるように努めてまいりたいという上で、賑わい創出などを生かしていけるような調査研究を今後も進めたいと考えております。

利活用の第一歩として、先ほど議員のほうからも言われましたように、8月上旬に新庁舎建設工事の完了を記念したイベントを計画しております。その際に、広く広報紙やホームページにより駐車場の活用事例としてのイベントの周知を積極的に図っていきたいと考えております。現時点では民間団体からの具体的な活用の打診等はありませんが、11月中旬にはスポーツ・健康づくりフェスタの活用なども予定しておるところでございます。そういったイベントに参加された市民から、駐車場を活用したいという提案も想定されますので、駐車場の活用を受け入れるためのルール整備のほうを早急に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

先日、商店主の方や商工会の関係者の方に御意見を伺っております。いずれの方も、この提案は大いにいいことだと歓迎をしていただきました。ただ一方で、行政側に相当バックアップしてもらいたいという御意見もありました。例えば、イベントの内容にもよりますが、飲食関係の出店などが伴う場合はやっぱり水の確保とか、電気設備の手配などが要りますし、トイレの利用など、庁舎スペースも活用するイベントをやればイベントの魅力も増すということで、行政側からの予算面も含めた呼びかけがあればという声が出されておりました。

それから、部長にお尋ねをします。

今後、この駐車場の活用について調査研究を進めていくということではありますが、その際、地元の商店街の皆様はじめ広く市民にアイデアを求めて、みんなの財産として有効に活用できるよう進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（坂田智子君）

お答えいたします。

先ほど課長から答弁しましたように、まずは受入れのためのルール整備を早急に進めてまいります。

議員がおっしゃられていますように、八女市の中心部にこれだけ大きなスペースを確保しておりますので、この場所を有効に活用し、市中心部の活性化、また、賑わいづくりに生かしていきたいと考えております。

住民に活用方法など周知していくためにも、まず、市が主催するイベント等でも駐車場の活用を促すなど、今後、多くの方々が御利用いただけますように住民周知に努めていきたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

ちょっと時間の関係で少しはしょらせていただきます。

ぜひこの駐車場が有効に活用されるようにしっかり御検討をお願いしたいと思います。

公園の整備について、ドッグラン機能を備えた公園の整備についてお尋ねをいたします。

本市に住まわれている方が飼われている犬の状況について、資料の請求をさせていただきました。この中で、上位5番目ぐらいまでの犬種の内訳、それから、頭数が分かれば教えてください。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

令和7年3月末時点での登録件数の多い犬種について報告させていただきます。

1位、雑種763件、2位、柴犬444件、3位、トイプードル407件、4位、チワワ321件、5位、ミニチュアダックスフンド173件、以上ようになります。

また、大きさ別につきましては、小型犬が1,718件、中型犬が1,124件、大型犬が188件となります。

以上となります。

○5番（古賀邦彦君）

市民の声として、犬がリードを外して自由に遊んだり運動したりできる専用の広場のドッグランを公園の中に整備してほしいという声があります。私が伺った市民の方は、八女からも筑後市の広域公園にかなり行っているよという声がありましたので現地を見てきました。筑後の県営筑後広域公園内にドッグランがあるんですけども、これは非常に広さが広くて

5,600平方メートルあります。県内でも2番目の広さと言われております。施設は基本的に年末年始を除き年中無休で運営されていまして、利用者は平日で大体40組から50組、土曜とか日曜、祝日は150組以上、今年のゴールデンウィークの5月4日は200組の方が利用されたということでした。運営は民間に委託されておるんですけども、利用者の内訳を聞いたところ、この筑後広域公園がある筑後市の市民は全体の1割程度、ほかの9割は市外の方だと伺いました。私も伺った話では、八女市内からも大分行かれよよということが言われておりましたので、なるほどと思ったところです。

建設課長、ドッグランを備えた公園の整備といった場合に、公園面積の何%、そして、ドッグラン自体の面積はどれぐらいと一般的に言われているのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

私がインターネットで調べたものではありませんが、東京都の港区では公園面積の2%以内を標準面積とするとあります。また、面積につきましては、小型犬用で100平方メートル程度、中型犬用で500平方メートル程度、大型犬用で500平方メートル以上が理想とされております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

私も調べてみましたが、公園自体はほかの方もたくさん使いますので、ドッグランの使用としては2%以内ぐらい、広さ的には1,000平米以上が望ましいけれども、500平米がぎりぎりのラインということでした。頂いた資料で、八女市内の公園について見てみましたが、この基準からいうと、宮野公園辺りがぎりぎりのラインかなという状況に見てとれました。

市長にお尋ねをしたいと思います。犬がリードを外して自由に遊んだり運動したりできる専用の広場を八女市内の公園の中に整備してほしいという市民の声があります。これは決してぜいたくな話ではないと思います。ぜひこの声に応えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

ドッグランの設置につきましては、私ごとでございますが、私も愛犬家でございます、これまでゴールデンレトリバーですとか、シーズーとか、いろいろ飼ってまして、今は飼っていないですけども、本当に犬が好きですので、その犬の飼い主の方の気持ちもよく分かります。ぜひ設置についてはよく検討したいと思います。

ただ一方で、日々いろんな市民の皆様のお話を聞いていると、ドッグランの話も当然私の

耳に入ったことありますが、それ以上に子どもたちを遊ばせられる場所がもっと欲しいという声も非常に聞いている。まさに筑後広域公園まで行かないといけないから、もっと八女市で子どもたちを自由に遊ばせられる遊具のある広い公園が欲しいという声が非常に入っているところがございます。

そういった公園整備につきましては、今年度、検討するための今後の公園整備について検討する予算をいただいておりますので、しっかりその中で、ドッグランも含めて市民の皆様の希望に沿った公園整備についてしっかり検討してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

筑後広域公園は私もびっくりするぐらい恵まれた施設で、これだけの広さがあれば十分だろうと。見ておって思ったのは、犬たちもとても喜んで遊んでいますけど、飼い主同士のコミュニケーションといいますか、いろんな情報交換もその中で図られておりますし、犬も仲よしの犬がいっぱいいるわけですね、尻尾を振りながら。それを見ているだけでこっちが癒やされるような環境だなと思ひまして、できたらいいなと本当につくづく思ったところです。

御回答にありますように、いずれにしても、市民の方の声をしっかり聞いて考えていきたいということです。先ほど市長が言われた公園そのものの利用についてのニーズもしっかりあるということですので、それらも含めて、しっかり市民の声を聞いていただいて、こういった社会状況の中での心の癒やしといいますか、そういうこともありますので、しっかり踏まえていただいて御対応をいただきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

7番原田英雄議員の質問を許します。

○7番（原田英雄君）

皆さんおはようございます。令和7年6月議会最後の一般質問、14人目のトリを務めさせていただきます7番原田英雄でございます。皆様お疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

本日は御多忙の中、傍聴においでいただいた市民の皆様、また、インターネットで御覧いただいている皆様、誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

さて、平成22年の市町村合併から15年を経過した今年は大きな節目の年であります。三田村市政から箕原市政へと引き継がれた新生八女市でございますが、日々刻々と変化する社会情勢の中で様々な課題が山積しており、本日は箕原市長の施政方針について、改めて将来どのような八女市を目指そうとしてあるのか、そのためにどう取り組まれるのか、大きく2点に集約してお尋ねいたします。

まず、1点目として定住対策について、とりわけ住環境に関する諸課題についてお尋ねいたします。

過疎、高齢化が進む本市においては、これまで様々な子育て支援や移住促進策を積極的に講ずることにより、若年世代の定住確保対策に取り組んできました。その結果、市全体では転出より転入が多い社会増に転じていますが、子育て世代の若年層は西部地区に集中し、その一方で、旧郡部や旧八女市の東部地区は大きく減少しており、言わば西高東低となっています。この人口偏在の現状を踏まえ、将来像をどのように描くのか、今後の施策をどのように講じていくのか、お尋ねいたします。

2点目は、人口減少が著しい周辺地域、旧町村地域の振興にどのように取り組まれるのか、豊富な地域資源を生かし、定住促進に向けてどのように取り組まれるのか、その方針や体制などについてお尋ねいたします。

一般的に、市町村合併すると中心部に施策や人口が集中し、中央は栄えるが、周辺部は疲弊すると言われてきました。豊かな自然に囲まれた八女市で誰もが笑顔で安心・安全に暮らし続けられるよう、市長の基本方針である誰もが住みたいところで住み続けられる八女市の構築に向けた取組を期待し、質問をさせていただきます。

物価高など厳しい経済状況に加え、混迷する国内外の社会情勢ですが、人口減少社会の到来を見据えつつ、誰もが希望を持って住み続けられる八女市の未来創造へ積極的な御答弁を期待しておりますので、箕原市長及び執行部におかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

あとは質問席から質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長（箕原悠太郎君）

7番原田英雄議員の一般質問にお答えいたします。

1、住環境に関する諸課題について、(1)の交通弱者対策の現状と今後の取組はいかんというお尋ねでございます。

本市の公共交通は、路線バスとふる里タクシーが連携することにより、市民の日常生活に必要な交通手段として利用されています。一方で、人口減少やマイカーの普及等により公共

交通の利用者は減少しており、社会情勢及び生活様式の変化に対応するための御意見もいただいております。国が進める交通空白解消に向けた制度改正やDXの進展等を踏まえ、今年度は新たな交通手段や既存交通の整理など調査研究に取り組み、地域に適した公共交通体系の構築を図ってまいります。

(2)の西高東低の市内人口偏在に係る市の考えはいかにというお尋ねでございます。

本市の人口動態としましては、社会情勢の変化に伴い旧八女地域の人口が横ばいであるのに対し、中山間地域は人口減少の傾向であると認識しております。また、中山間地域のにぎわいを取り戻すことが喫緊の課題であると考えております。本市といたしましては、この課題解決に向けて様々な支援事業を通して、今後も地域のにぎわい、発展に寄与する施策に取り組んでまいります。

(3)の過疎地域における住宅及び住宅用地等住環境の確保に対する市の考えはいかにというお尋ねでございます。

過疎地域における住環境の確保につきましては、地域の特色を生かした様々な取組が必要であると考えております。現在の取組として、空き家バンク事業により空き家の購入や賃貸を希望する方々とのマッチングを行うとともに、改修費用等の補助を行っております。また、マイホーム取得支援補助事業や若年世帯家賃等支援補助事業等の住宅支援も行っております。今後もこれらの施策を進めるとともに、過疎地域の住環境改善に努めてまいります。

(4)の移住に関する現状と課題はいかにというお尋ねでございます。

本市の人口につきましては、平成24年から令和元年にかけて、平均して年間約350人の社会減となりましたが、令和2年を転機に転出者数が減少し始め、直近5年間の累計では、Uターン者も含め約80人の転入超過となり、社会増に転じております。その理由につきましては、社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の流行に端を発する生活様式の変化など様々な要因が考えられますが、本市がこれまで取り組んできた移住・定住施策も一定の成果を上げていると考えております。一方で、移住希望者の様々なニーズに対応できる住環境の整備が課題であると認識しております。引き続き関係機関等との連携を図り、移住・定住施策に努めてまいります。

(5)の今後の空き家利活用、二地域居住促進はいかにというお尋ねでございます。

まず、空き家の利活用についてお答えいたします。

本市では、増加する空き家が地域社会に及ぼす様々な課題を認識し、対策を進めております。具体的には、空き家バンク制度を活用して空き家の流通を促すとともに、市独自の補助制度を設け、家具家財等の不用品の撤去のほか、家屋や設備の改修を支援しております。

次に、二地域居住につきましては、本市では、民間施設を活用した体験移住事業等を通じてその推進を図っております。引き続き国の制度を積極的に活用しながら、二地域居住の促

進に取り組んでまいります。

2の地域資源を活用した振興施策の推進について、(1)の地域課題の明確化と振興計画について今後の方針はいかにかというお尋ねでございます。

地域ごとに特色や地域資源、課題等が異なることから、地域の実情に合った政策を考える必要があります。現在、第5次八女市総合計画後期計画策定に向けた議論を行っておりますが、この計画を実行する上で目指すべき本市の将来像の検討も行っております。まずはその将来像、つまり、市政運営を行う上でのゴールを明確にし、そのゴールを目指すための方向性や手段について検討してまいります。

(2)の今後の支所、本庁の在り方（役割、機能、権限等）はいかにかというお尋ねでございます。

本庁につきましては、計画立案等の業務を集約し、行政管理機能を担うものとして設置しております。旧町村ごとに設置している支所につきましては、市民が行う身近な手続等の市民生活に密着した窓口サービス機能をはじめ、地域の防災やコミュニティ活動を支える機能を担うものとして設置しております。行政組織は、支所も含めて常に時代状況に即した効率的で機能的であることが求められており、今後とも本市に最適な行政組織となるよう随時検討を行ってまいります。

(3)の機構改革に関する今後の考えはいかにかというお尋ねでございます。

人口減少をはじめとした地域課題の解決のためには、将来を見据えた施策を展開し、未来像を描きつつ、変化する時代に柔軟に対応できる組織・機構へ変革していく必要があります。そのため、現在、機構改革研究委員会を設置し、機構改革についての調査研究を行い、令和8年4月からの組織・機構案の策定に取り組んでいるところです。

(4)の今後の山村振興法、棚田地域振興法、特定農山村法等の活用方針はいかにかというお尋ねでございます。

国が地域格差の是正を図るために地方を支援する山村振興法等の法律について、その優遇措置を有効に活用していきたいと考えております。

(5)の林業大学校の誘致または設置について、市の考えはいかにかというお尋ねでございます。

森林資源が充実し、間伐や主伐、再造林等の事業量の増大が見込まれる中、将来の林業を担う若者の育成、新規就業者の確保は重要な課題であると認識しております。そのような中、人材育成や労働環境の改善を通じて林業従事者の定着率を上げていくためには、林業の基礎知識や林業で稼ぐ力をしっかりと引き出す多様な知識、高度な技術を兼ね備えた安全意識の高い人材の育成が必要です。今後も県に対して林業大学校等の設置に向けて検討していただくよう要望を行ってまいります。

最後に、(6)平和の火の保存、活用について市の考えはいかにかというお尋ねでございます。

市町村合併に伴い、旧星野村から引き継いだ平和の火は、原爆犠牲者への弔慰、核兵器廃絶と世界恒久平和を訴えるシンボルとして今後も永遠に灯し続けてまいります。また、平和の火の分火、採火による各種団体の事業を通じ、市内外を問わず、平和意識の醸成に引き続き取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございました。

それではまず、交通弱者対策について御質問をさせていただきます。

本件については、これまで多くの議員の方から質問がありましたけれども、いわゆる安全のために高齢者の方に運転免許証の返納をとということで勧めるのはいいんですけども、その結果、バス路線がない地域やバス停が遠いところにお住まいの方は買物や通院が大変不便になったと言われ、だから免許証は戻されんばいという声が多くの方から聞かれます。特に本市でいち早く導入され、安価で利用できるふる里タクシーですが、利用エリアが一定区域に限られており、また、平日に限られているため、休みの日に買物に行けないなど、私にも利用改善の要望が多く寄せられています。今後、ライドシェアの導入も始まるかと思いますが、過疎化とともに乗合バスも徐々に減便されてきており、近隣の商店も少なくなる中、生活にも支障を来すようになっていきます。

まず、この現状について、課長、どのようにお考えでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

市民の身近な移動を支える交通手段として平成24年に本格稼働いたしましたふる里タクシーでございますけれども、このふる里タクシーと路線バスが連携することで、市内の総合病院、それから、大型商店のほうに中心部まで移動が可能となりまして、これまで御利用いただいております。

御承知のとおり、稼働して十数年たちますけれども、この間、生活のスタイルが激変しまして、それから、高齢者のひとり暮らし、核家族化の増加で身近に移動を頼める人が減少したという状況でございます。さきの質疑でもございましたとおり、お隣に移動を頼もうかということも申しても、なかなか実現できないというアンケート結果が3割ほどいらっしゃるということでございました。そういった地域の実情と併せまして、我々が取り組んでいる公共交通のサービスが十分に応えきれていないという反省面もあるかと認識しているところでございます。

先ほど議員のほうから御指摘いただきました内容、それから、様々な調査結果から出た内

容に対応していくために、一昨年、新たに地域公共交通計画をスタートさせております。交通空白解消に向けた様々な法律、制度がいろいろ変わってきている状況のさなか、それと併せまして、交通分野のほうでもデジタル技術が進化してきております。そういったもろもろな状況を踏まえまして、今年度改めまして交通体系の整理、それから、ふる里タクシーの方向性についてさらに議論を深めてまいりまして、安心して暮らし続ける地域づくりの一助となるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

申し遅れましたけれども、私は毎回時間が足りなくなっております。申し訳ございませんが、本案件を含め重複した点も、できるだけ私もしよって御質問させていただきたいと思っておりますので、できるだけ簡潔明瞭に御答弁いただけたらありがたいと思っております。

それではまず、今、ふる里タクシーのことをお尋ねしましたけれども、現在の状況について課長にお尋ねいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

現在のふる里タクシーの延べ利用者数につきまして御紹介させていただきます。

平成24年、ピーク時につきましては、年間約6万4,000人の御利用がございました。その後、減少傾向となりまして、コロナ前は約4万5,000人ほど、コロナ禍につきまして利用減になりまして、今現在、年間3万7,000人ほどで推移している状況でございます。1日平均しますと150人ほどの御利用になっております。年齢層につきましては70代以上が85%、男女を比較しますと85%が女性の方でございます。地区別の今の状況でございますが、矢部地区、上陽地区、黒木の木屋、大淵地区エリアで減少傾向が顕著に表れているという状況でございます。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

いろんな要因があろうかと思いますが、利用者が減ってきているというのは事実かと思っております。確かにコロナもあったかと思えますし、当然高齢になればなるほど足腰が弱くなるので、外出が難しくなります。そういうこともあって、特にコロナ以降、外出が減っているのが私の周りにも多く見受けられます。したがって、高齢化が進むほど、逆に言えば交通確保対策も知恵を絞って、あるいはいろんなニーズに合わせながら新たな体制を構築する必要があるのではないかと感じている次第でございます。

国においても引き続き重点課題として取り組まれるということでございますが、最近、他自治体ではライドシェアも始まっておりますし、合併前の一部の町村では、いわゆる僻地患

者輸送車ということで、週数便、集落から病院まで送迎をするような無料の送迎が行われておりましたし、現在でも一部では福祉有償運送ということで送迎がなされております。

また、市民の方からは、学校統合に伴って各地でスクールバスが運行されておりますけれども、一緒に乗せてもらうことはできんだろうかという声も聞いておるところでございます。高齢者による悲惨な交通事故が多くなっている昨今、安心・安全に住み続けるためには交通網の確保は極めて重要な課題でございます。また、高齢者の生活サポートの観点からも、今や必要不可欠ではないかと思っております。

今後の具体的な対応について、課長、どのようにお考えでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、やはりマイカーの普及や暮らしの変化に公共交通サービスが十分応えきれていないという面があると認識しております。特に先ほどおっしゃいました中山間地域の移動につきましては、各方面から様々な御意見を伺っているところでございます。そういった御意見を真摯に受け止めまして、官民協働で構成いたしております八女市地域公共交通協議会、それから、内部組織として住民移送サービス研究委員会という組織がございます。そういった機構を十分発揮しながら、多方面の意見をつぶさに伺いながら、よりよい交通基盤の構築を進めていきたいと思っております。

それから、そういった生の声は、やはり各支所の意見というのも重要な意見となってきておりますので、そういった横のつながりを十分に発揮しながらやっていきたいと思っております。

○7番（原田英雄君）

よろしくお願いたします。

特に当初申し上げましたように、やはり高齢者になると様々な点でサポートが必要になってくるようなこともございますし、従来の交通サポート以外に様々な観点からのサポートも必要になってきております。したがって、今おっしゃっていただきましたように、支所の現場の意見、あるいは福祉関係の御意見であったり、様々な視点から御検討いただけたらありがたいなと思っております。

それでは続いて、西高東低の人口偏在に係る市の考えということでお尋ねをさせていただいております。これは私が今さら言うまでもなく、これまでの経過の中で、様々な要因が確かにあろうかと思っておりますけれども、幸いトータルで転入増になったと、非常にうれしいことではございますけれども、反面、冒頭申し上げましたように地域間格差、偏在になっているというのが現状でございます。

そこで、この現状について課長にお尋ねします。こうなった要因、原因、様々な要因があ

ろうかと思いますが、課長はどのようにお考えでしょうか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

人口減少の背景といたしまして、様々な要因が複合的に絡み合っているとは思いますが、都市部に比べて就業機会が少ないということとか、生活インフラとか商業施設、医療施設の不足、通学の距離とか、様々な課題が暮らしに影響を与えていると考えております。また、高齢化が進むことで地域活動の担い手が不足して、さらなる人口減少を招く、そういった悪循環が起こってしまうことも危惧しているところでございます。

以上です。

○7番（原田英雄君）

御答弁いただきましたように、確かに人口減少、過疎化には様々な要因があろうかと思えます。一般に言われますように、就労の場であったり、医療、福祉、教育、様々な生活環境の利便性等で地域格差が挙げられます。しかしながら、このままの状況が続けば、旧郡部や八女市東部地域は人口流出、人口減少によって近い将来、実施機能を維持することが極めて困難になるのではないかと危惧いたしております。

今、まさに正念場でありまして、これ以上の人口減少を防ぐためには、やはり対策の具体化、明確化が必要と思っておりますが、この点について企画部長はどのようにお考えでしょうか。

○企画部長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、人口減少対策は今が正念場であると思っております。したがって、それぞれの地域の特色や地域資源、課題等を勘案して、地域ごとの実情に合った対策を検討する必要があると考えております。このことを踏まえまして、現在取り組んでおります第5次八女市総合計画後期計画、こちらに今取りかかっておりますので、この中で整理をさせていただきたいと、今後の対策について十分検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○7番（原田英雄君）

よろしくお願いたします。

箕原市政になって、新たにどういう八女市になっていくのかとみんな楽しみに待っておりますし、その将来像を描くためにもきちんとしたプランニングをお願いしたいと思っております。今さら言うまでもなく、消防団活動であったり、地域の伝統行事であったり、防災、防犯、祭り、集落維持さえ難しくなりかねないと。重ねて申し上げますけれども、その重要性、必要性について、改めて御認識、御支援をお願いしたいと思っております。

次へ進みます。そういう中で、住宅政策についてでございます。

合併前の旧町村においては、それぞれの地域の実情を踏まえて、先ほどもお話があったと

おり、地域の実情に合わせて創意工夫をしながら、過疎債や国県補助事業等を活用して過疎対策に取り組んでこられました。中でも直接人口増に結びつく住宅政策は過疎対策の柱であり、若者向け公営住宅の整備や安価な住宅用地の提供などにより一定の効果を上げてきました。しかしながら、市町村合併後はこれらの政策は継続されることがなく、答弁にもあったように、各種住宅支援や子育て政策に取り組まれたこと等により、結果的に利便性の高い旧八女市の西部地域に子育て、若者世代が集中する偏在要因になっていると思われます。この点について、部長はどのようにお考えでしょうか。

○企画部長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

市外への人口流出という観点で申し上げますと、合併後、本市の各種住宅支援施策、子育て支援施策は、議員もおっしゃいました、市長の答弁にもございましたとおり、一定の成果を得ているということで考えております。

しかしながら、昨日もおとといも報道されておりますとおり、国内での出生数は70万人を下回るという社会的な情勢や本市の地域ごとの実情を踏まえますと、子育て世代など若者世代の方たちが住みやすいと言っていただけるようなまちづくりについては今後の重要な課題と考えております。将来を見据えた対策が必要であると考えております。

○7番（原田英雄君）

それぞれ今お話がありますように、これまでの八女市の経過、現状を踏まえますと、新たな定住政策をどうやるかというのは極めて重要かと思っております。この話をする予定ではございませんでしたが、私の前に先ほど古賀議員のほうから岡山小学校の話が出ました。岡山小学校は、いわゆる人口集中地域になってきております。結果的に学校施設が非常に厳しくなっていて、様々な対策が必要になっております。他方、御承知のように、人口減少地域においては学校を統合という形になってきております。やはり八女市の均衡ある発展という観点から、同じ八女市の中でもどこに住んでいただくかという視点が非常に大切ではなかろうかと思っております。

その中で、住宅政策を一つの柱として御提案させていただいているところがございますけれども、ある地域では、一定期間住み続けると住宅用地が無償でもらえると。子育て支援と併せて定住政策に取り組んでいる。結果的に人口増に、いわゆる過疎対策になっていると。あるいは最近では、民間資金と国庫補助金をPFI方式で活用することによって市の負担がゼロで住宅を整備し、一定期間住み続けるとこれも入居者に譲渡されるということで、非常に好評を博しており、若者世代がどんどん転入してきているという事例もございます。

また、全国的に義務教育学校が増加する中、教育に特化した様々な政策によって若者が増えているということもございます。この点は今日は時間の都合から触れませんが、今

後の八女市の政策として、先ほど来ありますように、それぞれの地域に応じた政策を考えた場合、住宅政策を新たな基本としてこの偏在を解消する必要があるのではないかと考えております。その点、副市長、いかがお考えでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

住宅政策は大変重要な政策だと思っています。合併後、様々な取組をしてきましたけれども、ちょうど国の地方創生の取組と10年間かぶってありまして、そこでどう人を呼び込むのか、どうやって流出を防ぐかということでもしっかり取り組んできました。その結果が一定の社会増につながってきていると思います。しかしながら、議員おっしゃるとおり、その内容がどうだったか、市内の格差というのがないのかという部分は大変今後必要な視点だと思っております。

議員のほうからPFIという興味ある御指摘をいただきました。PFI事業につきましては、現在担当間ではしっかり議論したり、情報を集めたりしておりますけれども、それが八女市に適した事業として成り立つのか、そういう部分についてはしっかり参考とさせていただきたいと思います。

それから、移住・定住施策につきましては、本市においても、現在もまち・ひと・しごと総合戦略の下でしっかりと柱立てをして、全庁一丸となって取り組んでおりますが、それがきちっと横串になっているかどうか、そういう部分でも検証しながら、今後の取組につなげさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。もちろん様々な要因がありますし、新たな検証という形でぜひともお願いをしたいと思っております。

今回は、特に西高東低と言われる人口の偏在という視点で質問をさせていただいておりますけれども、今、副市長のほうからもちょっとお話がありました移住という観点でございます。幸いといたしますか、私が住む星野村にも最近移住していただく方が多く増えております。これはやっぱりこれまでのそれぞれ官民を挙げて取り組んできたこと、様々な要因があろうかと思っておりますけれども、ざっとこれまでの移住に対する受入れ体制、取組について、課長のほうからお願いをいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

本市では、移住促進対策といたしまして、出生から子育て、結婚、就職、それから、住宅取得、老後までの長いスパンでのライフステージに応じた支援事業を展開いたしておるとこ

ろでございます。近隣自治体のそういった類似した事業と比較しますと手厚い事業ということで、移住の相談に来られる方から評価をいただいているところでございます。先ほど来ありましたとおり、ある一定の成果が上がっているというところでございます。

また、定住対策課におきましては、移住・定住支援センターを併設いたしております。そこには相談員を2名配置しております、相談と併せまして地域内外への情報発信に努めているところでございます。しかしながら、この情報発信というのがなかなか弱い部分もございます。今後、様々な市内外でのイベントで積極的にPR活動を展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

引き続きよろしくお願ひしますけれども、移住については、地域がにぎやかになって活性化に寄与する反面、課題もあるようでございます。よく言われますのが、移住者の方と地元の方とのお付き合いや共同作業への認識の違いなど、人間関係がまず挙げられます。また、最近では外国の方も様々な形で来られるようになった昨今、受入れ側もいろんな配慮が必要になってきています。

今、移住・定住支援センターのお話もありましたけれども、星野村では民間を併せて、NPO法人のがんばりよるよ星野村というのがございますけれども、先般来、移住者の方の交流会を開催いただきました。様々な御意見をいただいたところでございます。その中で私感じたのが、今度は移住された後のいろんなアフターケアといいますか、フォロー、それが非常に重要ではないかと思っております。しかも、その中には、今の市の移住政策に対する要望、御意見もございます。そういう観点から移住された方の後のフォロー、対応についてお考えがあればよろしくお願ひしたいと思っております。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

議員先ほど言及されましたとおり、移住してこられた後のサポートというのが最も重要であると認識しております。先ほど御紹介されましたがんばりよるよ星野村さんの献身的な活動に関しましては、大変感謝いたしているところでございます。それからまた、市内におきましても、空き家再生、利活用に向けた地元有志の方々が集まっております、積極的にこういった活動に取り組んでいただいている団体もございます。本当にありがたく思っているところでございます。

現在、2つほどそういったアフターフォローを含めた事業を行っております、旧上陽町の旧久木原小学校跡地で展開しております里山移住・定住促進事業、こういった事業につきましては、お試し体験をしながら、地域の方々と行政、民間とが一緒になって取り組んで

いて、いろんな地域活動を一緒にやっというここと、アフターフォローも含めた活動を行っております。それから、地域おこし協力隊の方々のいろんなお悩み相談につきましても、月1回、報告会の折に遠慮なく相談に来てくださいという形でそういったフォローもさせていただいているところでございます。

今後、課といたしましても、広範囲に関係部署と連携を取りながら、風通しがいい相談体制づくりに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

よろしくお願いたします。

今お話がありましたように、移住者の方々、それから、加えて地元の方々も、いろんな御意もあろうかと思っております。双方が理解をいただいてこそ移住がうまくいくと思っておりますので、その点を併せまして、どうかよろしくお願したいと思っております。

よそもんが来て、ろくなことはなかという声がないわけではございません。なかなか難しい点がございすけれども、お互いにそういう点が分かり合っているようにどうかよろしくお願をしたいと思います。

それで、いわゆる移住について、最も身近な新しい居住になります空き家の利活用についてでございます。

空き家バンクについて、前も一度御質問をさせていただきましたけれども、現在の空き家バンクの状況について御説明をお願いたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

平成23年に事業を開始いたしまして、行政だけではなかなか難しいということで、市内の不動産関係業者の方々と構成されます八女市空き家バンク協力業者会という団体と協定を結ばせていただいております。なかなか素人でございすので、そういった民間の活用をさせていただきながら、空き家の相談、それから調査、査定、内覧対応から成約までの一連の手続を共同で実施いたしております。現在までに利用の登録者数が779名、それから、登録物件が219件、219件のうち126件が成約に結びついたと思っております。また、これと併せまして県が設置しております空き家活用サポートセンター、通称イエカツといいますが、そことも連携を取りながら御相談に応じているところでございます。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

空き家活用につきましても、今お話がありましたように、様々なチャンネルを通じて利活用に取り組んでいただいております。改めて感謝申し上げますけれども、他方、星野村は現

在、実は残念ながら登録空き家がないという状況でございます。それはある意味でいいですと、その分、先に利活用が進んでいるという面でもございますけれども、星野村の例をちょっと御紹介させていただきますけれども、星野では5年ほど前から星野未来塾という地域おこし団体と法政大学が協力をしながら、146戸の空き家の調査をして、これをデータベース化して利活用に取り組んでいただいております。

そのことと、また、実際移住者の方でこういった経過で来られたのかという調査もされております。そういう中で、11件の移住者の中で2件が空き家バンク、2件が不動産屋さん、9件が地元住民からの紹介となっております。やはり地域で様々な課題がある中で地元からの紹介というのは、ある意味、非常にありがたいことになろうかと思っております。

先ほど申し上げました人間関係の問題でもそうですし、一口に空き家と言っても様々な形態がございます。また、ニーズも様々ございますので、これまでの空き家の取組に加えて、星野村はさっき言いましたように登録がないということもあって、地元の方と今後は連携をできるだけやって、そういう空き家の掘り起こしであったり、利活用の取組が重要ではないかと思っております。いわゆる次のステップにそろそろ踏み出す時期かなと。あわせて、また後ほど詳しく申し上げますけれども、二地域居住という中で国も関係人口の増加にかじを切るという流れになってきております。そういう中で、空き家をどう利活用していくのかという観点も必要になってこようかと思っております。

今後の八女市の取組、そういったものを含めて何かお考えがありましたら、部長お願いします。

○企画部長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

国におきましては、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律、特措法といいますけど、そちらが施行されまして、それまでは特定空き家等の措置のほうを中心に対策を進められております。改正によりまして、空き家等のほうは活用の拡大、管理の確保、特定空き家等の除去などということで、この3本の柱で総合的に空き家対策が強化されたものと承知をしております。

現在、本市におきましては、空き家バンク事業や住宅改修事業、特定空き家等の解体補助などの各事業を実施して対応しておりますが、今後も業界の方や地域、支所とも連携を強化しまして、さらなる情報発信や相談体制の強化を図るとともに、空き家等の利活用及び特定空き家になる前の段階からの対策を先進事例や国の制度など関係部署とも情報を共有しながら努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

私が申し上げるまでもなく、今お話がありますように、特定空き家になる前にうまく活用していくというための様々な算段があるかと思っておりますので、ぜひ官民合わせて、新たな取組を含めて強化していただけたらと思っております。

時間の都合で先へ進みます。二地域居住についてお尋ねをいたします。

国においては、これまでの地方創生の第1期から地方創生2.0ということで、二地域居住する人を応援するふるさと住民登録制度なるものを発足という新聞記事も出てきております。継続的にほかの地域に関わる関係人口重視へ、人口減少社会を見据えて、新たな方針決定がなされつつあります。そういう中で、今後、我が八女市がどういう立ち位置で何を目指していくのかということに大きな影響があるかと思っております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

先週の大阪・関西万博に続いて、一昨日も全国市長会で上京された際に福岡県東京事務所など関係先を訪問されたと、八女市の売り込みに非常に熱心だとお聞きしております。人脈構築に努力をいただいていることに関しまして、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そこで、今申し上げました地方創生2.0について、国の細かな制度設計はこれからでございますけれども、現時点において、市として二地域居住、あるいは関係人口の確保、拡大についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○市長（峯原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、原田市議から御指摘いただいた二地域居住ですとか関係人口の増加、これは八女市のみならず、日本全体として人口減少の傾向にある中で一層重要になってくると思います。いきなり完全に移住となると、なかなかハードルが高い。もちろんそういった人もしっかり増やしていきたいと思いますが、例えば、二地域居住ですと平日は都市部で仕事をしながら週末だけ八女に来る。実際にそういう生活スタイルを今送っておられる方も八女にいらっしやると伺っておりますし、まさにコロナ禍でリモートワークが普及した、当たり前になった中で、そういった二地域居住を認める、むしろ推奨するような企業も出てきているという中で、そういったニーズにしっかり応えられるように八女市としても制度設計というものを充実させてまいりたいと思います。

また、関係人口につきましても、これも今、市議から御指摘いただいたようなふるさと住民登録制度、今、国のほうで細かい制度設計は検討中ということですが、アプリ等を通じて登録する、まさにその数字も見える化するんじゃないかと言われておりますので、そういったところでも八女市の関係人口をしっかりと増やしていく。分かりやすいところだとふるさと納税額を増やすといったようなところもありますが、そういった経済的などころ以

外も、例えば、伝統行事の担い手としてその一翼を担ってもらうですとか、また、災害時のボランティアとして、災害時は地域だけで対応しきれない部分で外の力というのがどうしても重要になってきますので、そこで円滑に、スムーズにボランティアを集めるといったようないろんな形の市民の生活、市の生活環境の向上につながると思っていますので、そこはしっかりトップセールスで引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。みんな期待しておりますので、ぜひフットワークを生かして、新たな時代を切り開いていただけたらと思っております。

それでは、大きな2番目に移ります。地域資源を活用した振興施策の推進についてということで質問をさせていただいております。

実は、これは私自身、行政マンとして35年、合併15年を契機に考えてみますと、合併以降、改めて各地域のすばらしいこれまでの取組を思う反面、合併後のこれまでの取組と照らし合わせたときに、正直言いまして地域資源を生かしきっていない、あるいは生かす方策が具体化されていなかったんじゃないかという思いがございます。

旧町村それぞれ長い歴史の中で、地域の資源、文化、アイデンティティーを生かしてまちづくりに取り組んでこられております。例えば、星野村でありますと星と文化の里づくりということで、地域としてその誇りを核にまちづくりを進めていくということで様々な取組、例えば、上陽町もホテルと石橋の里構想であったり、矢部村においては柚の里構想であったり、その地域の特性、特徴を生かすためには、それを明確化する必要があろうと思っておりますのでございます。

改めてその点についてお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、この点については、部長、どのようにお考えでしょうか。

○企画部長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになるかと思いますが、第5次八女市総合計画後期計画、こちらのほうを今進めておりますので、その議論の中で整理をさせていただきたいと思っております。

まずは、市長からもよく御指示をいただいておりますが、目指すべき将来像の検討を行いながら、その将来像の中で、環境が異なるそれぞれの地域が将来どのような姿を目指すかについて整理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

次の計画時点でという流れは理解をしておりますけれども、私は今回の中で合併15年と申し上げました。一つの節目だと思いますし、やはりこれまでの総括をまずすべきではないかと思っております。これまでの行政として、私も行政マンでございましたので、これまでのことを踏まえたと、よかった点、悪かった点、足りなかった点、多々ありますし、そういうものを踏まえて、そういう中でやはり地域資源の利活用というのが最も——もうちょっととかやんだったなという思いが個人的には非常にありますし、そこがやっぱり地域の活性化の肝に本当はなるべきところではなかったかと思っております。

あわせて、まちづくり協議会では地域づくり、まちづくりのプランをつくっていただいております。市民の方々は自らの地域を見直しながら、将来像を描いて頑張ってくださいと思っておりますけれども、他方、行政の側は、八女市全体としてのプランは当然総合計画を筆頭にご覧いただけますけれども、先ほど言います地域ごとのプランというのは見えていないと思っております。これは後の支所、本庁の在り方についても関連をいたしますけれども、同様に支所機能、いわゆる旧町村の本庁舎でございます。旧町村の場合はそこが司令塔ということで、これまで行政として取り組んでこられました。そういう中で、市民のまちづくりプランは地域ごとにご覧いただけますけれども、じゃ、各市町ごとのプランがあるかということに立ち行きますと、ないと現状は言わざるを得ないと思っております。

したがって、そういうことが支所の職員の皆さんの方向性、何をどうやっていくのということが見えない、あるいは職員としてのやり方が、なかなか本庁と意見が合わない、そういうところの原因にもなっているんじゃないかと思っております。したがって、そういう意味での支所と本庁等の役割、機能を課長はどのようにお考えでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

御説明させていただきます。

まず、現状としての支所の役割、機能につきましては、住民票や戸籍の届出、税などの諸証明の発行、児童手当や保育所業務などの受付業務、あと道路や河川、林業や農業などに関する相談事など、支所管内で居住している皆さんができるだけ支所内で手続きが済むように体制を取っているところでございます。また、地域防災としての拠点機能や地域コミュニティを支える役割についても主要な機能としてあるところでございます。

今後におきましても、八女市にとって最適な行政の組織となりますように、本庁と支所の組織としての機能を検証いたしまして、事務事業の執行体制につきましても本庁と支所の連携強化を図ることができるような組織体制になるように、機構改革の研究などを通じて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

他方では限られた人材で新しい組織・機構を構築していく、箕原市長としてはこれからが腕の見せどころではないかと期待をしておるところでございますけれども、そこで、機構改革について、今御答弁はいただいておりますけれども、地域の資源を生かすという観点からは、繰り返しになりますけれども、支所機能をどうするかというのは大きな鍵ではないかと思っております。当然のことながら、次の世代を担う若い職員がいっぱいいます。やはり職員みんなが夢と希望を持って働けるような八女市役所も併せてつくっていく必要があるかと思っております。今、公務員に成り手が無いという中で、新たな機構については、職員が他に誇り、働けるような機構になることを心より祈っております。

時間の都合で先へ進ませていただきます。

その中で、これも前回お話もさせていただいておりますけれども、山村振興法でありますとか棚田振興法等の法の活用でございます。正直言いまして、合併して活用できなかった大きな要因の一つが各支所ごとのプラン、あるいは方針が全くないと。だから、そこでどういう事業、何をやるという企画もなければ方法論もないという中で埋没していったのではないかと率直に思っております。

したがいまして、これは先ほど来と話がつながりますので、今日ここでどうこうじゃないと思いますが、やはり地域のプランニングの中でそういうものを十分念頭に置いて、将来の八女市の均衡ある発展のために事業の適用をできるような体制、プランづくりをよろしくお願ひしたいと思っております。この問題については、ここで終わっておきたいと思ひます。

あと林業大学校についてでございます。

この件につきましては、先輩議員も先般来御質問いただきましたので、多くは申し上げませんが、今日のところは新たにまたとは申し上げにくいんですが、市長の意気込みをお聞かせいただけたらと思ひます。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

私も幾度となく申し上げておるとおり、八女市の基盤産業は農林業でございますので、林業の人材育成に大きく資する林業大学校の誘致、これについてはしっかり県にも訴えていきたいと思ひますし、まさに県が設置するとなると、森林面積が市域の3分の2、福岡県で一番大きい森林面積ですので、八女市が一番の適地だと思ひますので、そこはしっかり県に対して要望してまいりたいと思ひます。

ただ、これも昨日も申し上げたところとかぶるところですが、幾ら人材を育成しても林業に従事するという仕事そのものがやりがいのある——そのやりがいもいろんな要素がありますが、何より所得がしっかり得られるという、その仕事に従事することでしっかり生活していけるということが成り立たないと、せっかく従事していただいても続かない。逆にその

仕事がやりがいのあるものであれば自然と人も集まってくるところでございますので、これは林業に限らず、農業も全ての産業に言えることですが、それぞれの林業を含めた産業を魅力ある仕事にしていくというところに引き続きしっかり注力してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（原田英雄君）

よろしく申し上げます。

1点だけちょっと補足をさせていただきますと、林業も最近は大型機械で、より技術も進んでおります。反面、実は非常に労災事故が多いという現状もございます。そういう観点も含めまして、やはりきちんとした担い手を育成していくというのは極めて重要だと思っておりますし、昨日もありましたように、全国でもあちこちで新たに研修施設を創設されているという現状もあろうかと思っておりますので、どうかその点もお含みいただいて、私は場合によっては、県立八女農業高校もございますので、林業科を創設するとか、いろんな視点もあろうかと思っております。必ずしも林業大学校に限らず、そういった点を含めて優秀な技術者、安全作業ができる技術者を求めることも重要かと思っておりますので、併せてよろしく願いいたします。

あとは平和の火についてでございます。これを最後に御質問させていただいております。

戦後80年を迎えて、平和の火を灯し続けております。八女市から世界平和と核廃絶に向けた取組が必要ではないかと考えております。課長、いかがお考えでしょうか。

○総務課長（清水正行君）

御説明いたします。

令和7年度は戦後80周年に当たる節目の年であり、平和の火を灯し続ける八女市から、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを認識し、核兵器廃絶と世界恒久平和を発信するため、戦後80周年記念事業の実施を検討しております。具体的には、年間を通して市内の各地域で平和の火を活用した事業を展開したいと考えています。また、平和の尊さと戦争の愚かさを後世に伝えるため、子どもを対象にした平和意識の醸成事業や市のホームページへの特集記事の掲載及びFM八女を活用した平和意識の醸成事業を考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

私も出ておりますが、毎年8月6日には平和祈念式典が行われておりまして、毎年各学校の子どもたちから千羽鶴が献呈されております。教育現場ではどのような取組が行われているのでしょうか、併せて課長お願いします。

○総務課長（清水正行君）

御説明します。

戦争を知っている世代が僅かになった今、平和の尊さと戦争の愚かさを後世に伝えるためには、子どもを対象にした平和意識の醸成の取組が非常に重要であると認識しております。

5月29日の校長会に総務課の職員が出向いて、平和祈念式典において献呈いたします千羽鶴の作成を依頼するとともに、今年は戦後80周年に当たる節目の年であることから、平和の火のその歴史を説明した資料、そして、8月6日に行う平和祈念式典の録画データを各学校に配付させていただき、平和教育に活用していただくようお願いしております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

私もいろいろ調べてみましたけれども、「八女ふる里学」、先般もお話がありましたけれども、ここには平和の火について、4ページにわたって詳しく記載をしていただいております。戦後80年の節目に当たり、改めて児童生徒の皆さんにもその意味について考えていただく機会になればと思っております。教育委員会におかれましても、どうかよろしく願い申し上げます。

また、八女市議会においては、昭和58年に非核・恒久平和都市宣言に関する決議を行っております。戦後80年、これはいわゆる原爆投下80年でもございます。火を持ち帰られた故山本達雄さんの思いにはせるとともに、私たちも決議に込めた核兵器廃絶に向けて不断の努力をしなければなりません。

最後に、市長にお尋ねをいたします。

今回は、特に過疎に伴う様々な課題と対策、さらに行政機構を含む地域振興方策を柱にお尋ねさせていただきました。総括して、市長に八女市の将来像についてお尋ねいたします。先ほど来、新たな計画づくりをされると思いますが、その柱になろうかと思っておりますので、改めて問わせていただきます。

平成22年2月に1市2町2村が合併して、繰り返しになりますが、15年を経過したわけでもございます。本日、時間がなくて飛ばしましたが、資料をいただいております人口推移や児童生徒数の推移を見てもお分かりのとおり、西高東低の現状となっております。とりわけ、旧郡部の山間地域は人口減少が著しく、高齢化が進んでおり、また、旧八女市の東部においても人口減少に伴い空き家が増加しております。私自身、改めて15年を総括させていただくと、合併前に旧町村それぞれの自治体で創意工夫をしながら取り組まれていた過疎対策、定住対策が新市にうまく引き継がれていなかったことや、地域ごとの課題分析と対応方策が明確化されなかったことなど反省すべき点が多々あったと思っております。

この15年を踏まえつつ、これから目指すべき八女市の姿について、また、選挙期間中に述べられていた市長が考えられる八女市のコンパクトシティとは、そのような点も併せてどのような姿を目指されるのか、併せて御説明をお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

八女市の魅力というのは、1市3町2村が合併したことによるこの広い面積、それはある意味課題でもありますけれども、それぞれの地域にいろんな特色、魅力がある、その多様性というのが八女市の大きな魅力であって、それを後世にも残していかないといけないと感じております。

今、市議のほうからもコンパクトシティという単語を出していただきましたが、やはり一般的にコンパクトシティというと市内の中心市街地1か所に行政機能ですとか人の居住地、いろんな商業施設等を集約すると、一般的にはそう言われますので、八女でコンパクトシティというと八女の中心部、旧八女市、それに福島地区だったりにそういった機能を集約する、人を集約する、さらに踏み込んで言うと郡部切捨てみたいなふうに捉えられてしまうこともあるのですが、私はそういった姿はまさに私の目指す旧町村、6市町村がそれぞれ後世に残っていく、発展する姿とは相反すると思いますので、そういったいわゆる一般的にイメージされるコンパクトシティの姿を目指しているではありません。

私の目指す八女の姿、それぞれの旧町村、6市町村がしっかり発展している姿というのは、ある方がそれをブドウの房に例えられて、非常に言い得て妙だなと私も思ったんですが、ブドウというのは一粒一粒を食べるわけですが、粒ごとに売られることはない。それが房となって、まとまって売られることでブドウとしての価値が生まれるわけで、八女も同様で、旧町村一つ一つをしっかりと発展させていくことは当然大事ですが、それを房として、6市町村がしっかり一体となった八女市をつくっていくといけないと思っております。

ただ、もちろんそのときに一つの粒をどれぐらいの大きさにするのかというのは、当然これから人口減少期を迎えていきますので、そこはしっかり考えないといけない。まさに市議からも御指摘いただいたように、町村ごとに取り巻く環境、情勢は異なりますので、そこはしっかり6市町村のそれぞれの環境というものを踏まえながら、一方で、合併して八女市という一つの自治体でございますので、そこは全体の八女市が6市町村一つになって発展していける姿というのをこれから総合計画の後期計画の議論の中でもしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上です。

○7番（原田英雄君）

力強いお言葉をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、私のほうからちょっと言い漏れた点がござひます。

今、市長からブドウの房に例えられました。私も元農業振興課長として一生懸命シャイン

マスカットを進めた結果、結構現在は収益性の高い作物として生産をされております。今のブドウの房に例えられますように、やはり職員も一人一人がブドウの粒だと思っております。とりわけ私の経験から申し上げますと、今回の答弁の中にもいろんな委員会の設置のお話がありました。ともすれば、本庁で、一部だけで、あるいは一部の決まった方々だけでいろんなことが決められてしまうということで、末端には決まった後にああ、そうですかと。それではちょっとまずいでしょうという意見を職員もいっぱい持っておりながら、言えない、出す場所がないということが私も現役時代結構ございました。

したがいまして、やっぱりブドウの房としてまとまるためには、それぞれの一個一個の意見、輝きも、糖度も大事かと思っております。したがいまして、本庁のみならず、先ほど来いろんな課題もありましたが、現場の声は支所しか分かりません。地域の声はなかなか分からないと思っております。市長も霞が関におられましたけれども、星野村のことは詳しく御存じだったかと思いますが、矢部村のことはなかなかお分かりなかったんじゃないかと思っております。したがいまして、本当に喜ばれるブドウの房になるためには、多くの方々の知恵と意見をぜひ市長のリーダーシップで集約いただいて、立派なブドウができますように祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

7番原田英雄議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩します。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第3号 八女市土地開発公社の令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の

法人が毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第4号 令和6年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第5号 令和6年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第6号 令和6年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第7号 令和6年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第41号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

ここに資料が出ていますけれども、このくらいの資料では何が書いてあるのか全く理解できません。

まず、附則の第10条の3、特定マンションに係る云々とかなっていますけれども、特定マンションとはどういったものを指すのか、お伺いします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

特定マンションと申しますのは、長寿命化の大規模改修を行った築20年以上、それと、10戸以上のマンションのことを指します。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

せめてそれくらいまで資料に載せてもらわんと、まず、特定マンションが何かというのが正直言って分からなかったんですよ。いろんなマンション関係も出てきますので、できればもう少し調べられるぐらいの情報をここに載せていただくことをお願いしておきます。

その場合、そういう特定マンション、申告書の提出がない場合でもということになりますけれども、通常は減額してくださいという申告書を出すんですか。それが一定の要件を満たす場合は出さなくていい、そこら辺の兼ね合いがちょっと理解できません。説明をお願いします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

この申告書というのは、大規模改修をする際に、各区分ごとのマンションの所有者、それから、皆さんから同意をいただかないといけないようになっているんですけども、例えば、マンション管理組合の代表者が代表して出す場合は、個別の所有者の同意は必要ないということの意味です。

また、要件と申しますのは、いろんな管理組合の総会の議事録とか、あと、長期修繕の計画などの要件を満たせば、この規定に該当するというところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

何となく分かりました。

最後に、規定を新設する、今までなかったのを、今度はこれが新設されたという意味ですか。

○税務課長（田代秀明君）

そのとおりでございます。

○19番（森 茂生君）

今言われたようなマンション、八女市には幾つぐらいありますか。

○税務課長（田代秀明君）

こちらで調べた範囲では、五、六棟ほど該当するようでございます。

○19番（森 茂生君）

そして、その五、六棟が管理組合というんですか、要件を満たせば申告書がなくても、その6棟ですかね、それには減額措置が適用できる、申請がなくてもという理解でいいんですかね。

○税務課長（田代秀明君）

おおむねその理解でよろしいかと思えます。大規模改修をする場合、過去に1回以上改修、屋根の防水工事とか床の防水工事、外装の塗装工事などを行っているという細かい条件も少しございますけれども、おおむねその御理解でよろしいかと思えます。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

恐らくこれは値上げになるかと思えますけれども、私はこういう市民生活に直結した、ましてや負担が増えるような議案、これを専決処分というのは、以前から申し上げておりますとおり、どうしても納得できないわけです。必ずしもやっぱり専決処分せざるを得ないんですか。お伺いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

本来、税負担を変更する条例の改正につきましては、議会に付すべき事項でございますので、議会を開催する時間がございましたら上程されるべきものだと考えておりますけれども、その根拠となります地方税法施行令の一部を改正する政令の公布が3月末となっております、時間的余裕がないこと、また、被保険者に不利益になる改正を遡及して適用することは好ましくないとの理由から、やむを得ず専決処分を行っているものでございます。よろしく願いいたします。

○19番（森 茂生君）

理解はしませんけれども、仕方がないと思います。

この限度額の引上げ、あるいは5割、あるいは2割の軽減対象者の拡充ということになっていきますけれども、まず、この限度額引上げによって、どのような方、何世帯ぐらいが限度額に達するのか、その限度額の金額なんかはどうなっていますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

令和7年1月時点の試算になりますけれども、この医療分の改正によりましては、改正後も限度額を超過となる世帯数が284世帯、こちらが全体の5.4%ほどになります。また、後期

高齢者支援金分の改正によって、改正後も限度超過となる世帯数が209世帯ほどございまして、こちらが全体の4%ということになっております。これによる保険税の収入は、医療分と後期支援金分を合わせまして7,550千円の増を見込んでいるところでございます。

この限度額に達する所得がどれぐらいになるかということでございますが、1人世帯の場合は8,500千円の年間所得、2人世帯では8,630千円、40歳以上が2人、40歳未満が2人の4人世帯の場合は8,030千円で限度額の賦課になると試算しているところでございます。

○19番（森 茂生君）

限度額負担が8,500千円ということのようですけれども、この国が出しているものは、1人で給与所得と年金所得9,700千円ということになっています。そして、こうなっているんですよ。所得が低い市町村はどうしても限度額が低くなると、ここに書いてあります。ですから、これは国の平均では9,700千円が、八女市は恐らく所得は低いんだろうと思います。ですから、限度額8,500千円、まさにここに書いてあるとおり、所得が低い市町村は限度額が下がってくるという理屈でよろしいのでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

議員のおっしゃる所得の大きさに変わってくるという解釈でよいと思いますけれども、所得割の税率ですね、こちらは各自治体で税率を決定しておりますので、その税率によって差が生じているものと思います。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

それから、2割世帯、5割世帯が、逆に住民側からすると負担は減る、八女市側からすると、これも収入が減るという理解だと思います。それで幾らぐらい減るのか、今度の改正で。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

令和7年1月時点での試算でございますけれども、新たに5割軽減の対象となる世帯が46世帯、新たに2割軽減の対象となる世帯が9世帯でございます。こちらの保険税収入の影響額につきましては、5割軽減につきましては2,510千円の減、2割軽減につきましては270千円の減、合わせて2,780千円の減収を見込んでいるところでございます。

○19番（森 茂生君）

ということは、7,550千円収入が増えて、2,780千円収入が減る。プラス・マイナスすれば幾らになりますかな。全体とすれば、市民からすれば6,000千円ぐらいの負担が増えるという理解でよろしいですか。

○健康推進課長（末廣英子君）

こちらの税法の改正のみを比較いたしますと、そういうことになります。

○19番（森 茂生君）

国が説明しているのは、限度額を引き上げることによって、ここにイメージ図が出ていますけれども、中間所得層の負担が減るイメージになっています。限度額を引き上げることによって中間層の負担が減る、これはまさしくそのようなイメージ図が載っています。現実的に負担額を引き上げれば中間層の負担は減るかどうか、計算されたかどうかをお伺いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

この法改正によって中間層の負担が本当に減っているかどうかというお尋ねかと思えますけれども、この法の改正の理由ということになります。限度額が引き上がった理由といたしましては、国民健康保険につきましては、団塊の世代の皆さんが75歳からの後期高齢者のほうに移行が進んだということ、それから、社会保険への適用が段階的に拡大されていることによって被保険者数が減少しており、国保の医療費総額は減ってきておりますけれども、1人当たりの医療費は、医療技術の高度化や高額薬剤の保険適用などの影響によって増加傾向が続いているということです。

これらの負担の増加を税率の引上げのみで対応すると、中間所得層だけの負担が増えることから限度額の引上げが行われたということでございますので、限度額の引上げが行われなかった場合は税率の引上げを検討せざるを得ない自治体が増えるということでございますので、そういったことを勘案して法律の改正が行われたと解釈しているところでございます。金額の試算は行っておりません。

○19番（森 茂生君）

実は税理士さんが東京の港区の場合をつぶさに計算して、インターネットで流されておりました。国のほうは、このイメージ図で描いてあるように、限度額を引き上げれば中間層の負担は減るんだとなっていましたけれども、実際、部分的に減ったのも幾らかあったんです。全体として引き上がっているんですよ。ですから、その税理士さんが言われるのは、国はこういうことをよくするので、しっかり注視していかないとだまされるおそれがあるということをおっしゃっていただけます。ですから、きちっと計算をしていただきたいと思います。

その税理士さんが言われるのは、恐らく減っていないと。私はそういう理解をしています。とてもこれを基準世帯を設けて計算するというのは、ちょっと私たち素人じゃなかなかできませんので、ぜひ一度、実際どうなのかを試算していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

ちょっと試算ができるかどうかというのをこの場でお答えすることはできないんですけれども、持ち帰りまして研究したいと思います。

○19番（森 茂生君）

実際資料はありますので、必要な場合はお渡しします。

分かりました。一応それで納得しました。

以上です。

○1番（高橋信広君）

数値のことは、今、森議員のほうから聞いていただきましたので、私のほうから1つ素朴な疑問ですが、国保税というのは、地方税法第703条4第11項及び第27項において、政令で定める金額を超えて課税してはならないということが書かれております。多くのところで国の基準に合わせてやっておられますが、八女市も国の基準と一緒になんですけど、これは合わせなくてもいいのかなど、まず、これについてお答えいただけますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

限度額の法改正についてのお尋ねだと思いますけれども、限度額につきましては、それぞれの保険者の保険税の賦課の実情に応じて、法で定められる限度額を超えない範囲で引上げ幅を縮小したり、引上げ時期を判断するということが可能とされているところでございます。

○1番（高橋信広君）

では、これは八女市として検討されたかどうか、いかがですか。

○健康推進課長（末廣英子君）

八女市におきましては、限度額につきましては、補助金や国保事業費の納付金などの算定の基礎に使用される限度額につきましては国基準が適用されておまして、また、福岡県内全ての市町村において、政令基準どおりの額を設定して条例改正及び施行されているということでございますので、八女市においても法の改正に準じて決定しているところでございます。

○1番（高橋信広君）

承知しました。

もう一つ、これは議案の中身じゃないんですが、この議案の扱いなんですけど、先ほど森議員のほうから専決処分、これについて私も非常に疑問を持っています。こういう市民にとって不利益、あるいは利益を得られる方もいらっしゃいます。そういうことについては、やっぱり専決処分じゃなくて、しっかり議案として審議すべきだと思います。

そういう中で、ほかの自治体を見ますと、改正案に対する意見を募集したり、あるいは諮問をやったり——一緒ですかね。意見を聞くということをやっておられると。これは12月に大体閣議決定がされて、基本的にはそれから変わらないという前提だと思うんですが、今が諮問という、意見を聞くという方法。

それからもう一つは、青梅市は令和7年2月18日に議案を出されています。青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、要するに閣議決定したものを前提として条例をつくっ

て、附則として、もし令和7年3月31日までに公布されないときは、この効力を失うという文言と内容が異なるときには廃止するという文言をつけることで条例をつくっておられるということで、こういう方法もあるんですが、今の2つの方法を検討いただけるかどうか、これについてお尋ねいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

条例の税率の改正につきましては、本当に議会に付すべき事項だと考えておるところですが、これが専決になっている理由といたしましては、この法律の改正に伴う条例改正につきましては、県からの条例改正案の通知を受けて改正業務を行っているところでございます。

青梅市につきましては、東京都にある中核都市であるということで、独自に情報を収集して条例改正案を作成しているのではないかなと思っているところです。八女市のような一般市につきましては、県から提供されます条例の改正案の情報を基に、改正作業を行っているところでございます。

税条例の改正案につきましては、ほかの法改正による文言訂正にも対応する場合がありますことから、2月末から3月末まで数回に分けて、その都度修正されたものが各市町村に送付されるような状況になっております。このため、最終的には条例の作成に3月末まで時間を要しております、3月議会上程には間に合わないという実情がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○1番（高橋信広君）

分かりました。

それでは、今言いましたように諮問、意見を聞くところをぜひ執行部のほうには要望して、終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第42号、本案の専決処分について反対の立場で討論を行います。

本案は、5割軽減、2割軽減の対象者の基準額を拡充し、賦課限度額を30千円引き上げ、1,090千円にするものです。高所得者の負担増と低所得者の負担減は、税の所得再配分の観点から一定の合理性はありますけれども、しかし、全体として負担は増えます。

厚生労働省は、限度額を引き上げることで、あたかも中間層の負担が減るような説明をこれまで繰り返しております。実際、説明のイメージ図では、限度額を引き上げて、中間層の負担が減るようになっております。ところが、スガワラという税理士さんが東京の港区の場合を例に取り、中間層の負担を計算したところ、一部には負担が減る場合もあったものの、全体としては中間層も負担が増えている。これは公式に公表しております。厚生労働省の説明をよく読めば、限度額引上げで中間層の被保険者に配慮した保険料の設定が可能と説明し、一言も下がるとは書いていません。税理士さんは、国はよくこんなごまかしをするので注意してくださいということを最後に言っておられます。

30年ほど前、3Kという言葉が盛んに使われました。無駄遣いの象徴に言われましたけれども、1つ目のKが国鉄、2つ目のKが米、3つ目のKが国保でした。御承知のように、国鉄は解体され、米は今問題になっているように、減反を強制したために米が不足し、高騰しております。国保も異常と言えるほど高くなっているのが現状です。

協会けんぽなど他の医療保険では、雇主が保険料の半分を払うため、本人負担は少なくて済みます。国保の場合は、以前は国が医療費総額の半分を負担していましたが、現在は医療費総額の約4分の1しか負担しておりません。国保がこれほどまで高くなった第一の原因はここにあります。さらに、国保税は子どもが1人生まれれば、その子の均等割額の1人分を負担しなければなりません。令和4年度より6歳までの均等割額の半分は減額されるようになりましたが、他の医療保険にはない制度であります。

全国知事会、全国市長会は、国に対して国保税の減額のために均等割を廃止し、地方へ1兆円の財政支援を行うよう、毎年要望しております。今後とも国への要望活動を強めるようお願いいたします。

異常な物価高と低賃金、そして、年金の事実上の引上げで、市民の生活は非常に苦しいのが現状であります。払いたくても払えない、これが今の国保税ではないでしょうか。このような状態のときに国保税の値上げは、到底市民の納得を得られるものではありません。

以上の理由により、議案第42号に反対するものです。

以上です。

○1番（高橋信広君）

議案第42号、八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業は、財政運営の安定化とともに、保険料負担の平準化に資するために、平成30年度より県と市町村による共同運営に移行されております。

国は、社会保障改革プログラム法や社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえて、国保税の賦課限度額の引上げを行っております。令和7年度においては、据え置けば限度額超過世帯の割合が増加する試算になるため、引き上げることで超過世帯数比率を抑制することができます。

また、低所得者の軽減対象者の拡充を行うことで、高所得者の負担増と低所得者の負担軽減は合理性があり、目的としている国保税の財政安定化と保険料負担の平準化に資するもので、十分理解いたします。

よって、議案第42号に対して賛成し、私の賛成討論といたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

ちょっとお尋ねしますが、説明書の四角い枠の中に特定扶養親族というのが説明されておりますけれども、括弧書きの中に「配偶者、青色専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下の者に限る」となっています。この中に青色専従者が入っておりますけれども、白色専従者はどうなっているか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

ここでは青色専従者だけを書いた形になってはいますが、申し訳ございません。白色専従者もここに入ってくる形になります。

○19番（森 茂生君）

やっぱりこれは議会に出す資料ですので、正確にやっていただきたいと思います。そうしないと、この資料だけ見て、どんどんこれが独り歩きして、とんでもない間違いの原因になりますので、そこら辺のところはよく御注意をお願いします。ほかの資料を見れば、国税庁の資料もちゃんと白色専従者も載っているんですよ。その点、よろしくをお願いします。

それから、特定親族特別控除というのが出てきて、これが今度新しく導入されたものだろうと思いますけれども、非常にこれは複雑ですので、少し分かるように、どういうシステムになっているか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

特定親族特別控除ということで、今回新しく大学生ぐらいの年齢の方の親の控除が拡大されたという形ですけれども、従来は特定扶養控除ということで、1,030千円以下のお子さんであれば控除に入れられるということだったんですけれども、それが拡大されまして、最大1,880千円の収入ですね。給与収入が1,880千円までだったら親の控除に入れることができると、段階的に控除の額は下がっていきますけど、1,880千円の収入まで控除を見ることができるという制度でございます。

○19番（森 茂生君）

ここに書いてありますけれども、580千円以下は該当しないという理解でいいんですか。

○税務課長（田代秀明君）

すみません、580千円というのはどこのことを言っているのでしょうか。

○19番（森 茂生君）

親族の合計所得が580千円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんと、私の持っている資料ではなっているんですよ。ですから、恐らく580千円以上が対象になるんでしょう。

○税務課長（田代秀明君）

恐らくその580千円というのは所得のことを言っているんじゃないかなと。（「所得ですよ」と呼ぶ者あり）そうですね、おっしゃるとおりです。私がさっき1,880千円と言ったのは、給与収入のほうで言っております。

○19番（森 茂生君）

所得が580千円以下は対象になりません。なぜかというは扶養親族です、その下は。ですから、対象にならないというだけの話で。

これは改正になれば所得税、これは住民税、大体一緒でしょうけれども、来年の確定申告から適用という理解でよろしいのでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

この施行日が令和8年1月1日からとなっておりますので、そのようなことになります。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定します。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は、議長を除く21人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例どおり」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例どおりという言葉が出ました。それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け審査していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終了しましたので、9日は休会といたします。

会期日程に従い、10日からは委員会分科会となっておりますので、審査のほどよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時10分 散会

